

令和 6 年度

教育委員会に関する事務の管理及び執行 の 状 況 の 点 検 ・ 評 価 報 告 書



「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」

令和 7 年 3 月

曾於市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があります。

このため、本市教育委員会では、「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図る」ため、学識経験者、保護者、関係団体で構成する「曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会」を設置し、教育委員会の事務の管理・執行状況について、毎年点検及び評価を実施しています。併せて、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、市のホームページで公表しています。

点検及び評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が、その実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の意見を受けて改善を図ります。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、令和6年度に実施した施策及び施策を構成する事業に係る事務の管理・執行状況についての点検及び評価を行ったものです。

曾於市教育委員会は、この点検及び評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善（PDCAサイクルの確立）を図りながら、教育環境を整備・充実するとともに、教育施策を着実に推進していきたいと考えていますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

曾於市教育委員会

曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会委員

No.	役職名	区 分		氏 名
1		財部地区	保護者	下 川 あ ず さ
2		末吉地区	主任児童委員	池 田 眞 由 美
3		末吉地区	保護者	丸 山 雄 二
4	委員長	大隅地区	保護者	比 良 淳 也
5	副委員長	学識経験者	南九州大学教授	早 川 純 子

目 次

1 教育委員会の活動状況について

- (1) 教育委員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 教育委員会の会議の開催状況・・・・・・・・・・ P 3
- (3) 教育委員会委員の活動の概要について・・・・ P 7
- (4) 成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

- (1) 点検・評価の流れについて・・・・・・・・・・ P 8
- (2) 評価の方法について・・・・・・・・・・ P 9
- (3) 点検・評価項目について・・・・・・・・・・ P 10

◎ 点検・評価報告書

☐ 教育総務課実施事業

- ① 曾於市学校給食費負担軽減補助金・・・・・・・・ P 12

☐ 学校教育課実施事業

- ② 部活動地域移行・・・・・・・・・・ P 14

☐ 生涯学習課実施事業

- ③ 吉井淳二記念大賞展・・・・・・・・・・ P 16

3 参考資料

資料 1 点検・評価に係る経過・・・・・・・・・・ P 18

資料 2 曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価の実施に関する規則・・・・・・・・ P 19

1 教育委員会の活動状況について

(1) 教育委員の状況

ア 令和7年3月1日現在の委員数 5人（男性3人、女性2人）

イ 現教育委員

職 名	氏 名	委 員 任 期	備 考
教 育 長	中 村 涼 一	R6.6.27～R9.6.26	②
職務代理者	川 畑 和 徳	R4.10.5～R8.10.4	③
委 員	長 野 かおり	R3.12.27～R7.12.26	③
委 員	地主園 栄美子	R5.10.5～R9.10.4	②保護者
委 員	比 良 淳 也	R6.12.27～R10.12.26	①保護者

注 備考欄の丸数字は、期数を表す。

(2) 教育委員会の会議の開催状況

ア 開催回数

(ア) 令和6年度（令和6年）

① 定例会 12回（12回）

② 臨時会 1回（1回）

イ 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案件数

(ア) 令和6年度（令和6年）

① 議 案 36件（54件）

② 報 告 37件（31件）

ウ 会議録の作成方法

録音による会議録作成

エ 定例教育委員会及び臨時教育委員会における主な審議内容

区分	開催日	付 議 案 件 等
令和6年 第4回(4月) 定例会	R6.4.11	1 議案 (1) 曾於市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する取扱要綱の一部改正について (2) 令和6年度一般会計補正予算（第1号）について（教育費） 2 報告 (1) 教育委員会事務局職員の人事異動について (2) 教育委員会による後援について (3) 就学指定変更の申し立てについて (4) 区域外就学の願い出の協議について

区分	開催日	付 議 案 件 等
		(5) 曾於市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する取扱要綱の一部改正について
第5回(5月) 定例会	R6. 5. 13	1 議案 (1) 令和6年度一般会計補正予算(第1号)について(教育費) 2 報告 (1) 令和5年度一般会計補正予算(第14号)について (2) 教育委員会による後援について (3) 区域外就学の願い出の協議について
第6回(6月) 定例会	R6. 6. 11	1 議案 (1) 令和5年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について (2) 財産の取得について (3) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について
第7回(7月) 定例会	R6. 7. 23	1 議案 (1) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について (2) 曾於市教育委員会公印規程の一部改正について (3) 令和7年度使用中学校教科用図書採択(案)について (4) 曾於市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部改正について (5) 令和7年度使用小学校教科用図書採択(案)について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 区域外就学の願い出の協議について
第8回(8月) 定例会	R6. 8. 9	1 議案 (1) 令和6年度一般会計補正予算(第3号)について(教育費) (2) 曾於市史編さん委員会等設置要綱について 2 報告 (1) ALTの帰国・新規来日について (2) 教育委員会による後援について
第9回(9月) 定例会	R6. 9. 12	1 議案 (1) 曾於市教育振興審議会設置要綱の一部改正について (2) 曾於市教育振興基本計画の策定について(諮問) (3) 曾於市青少年交流事業補助金等交付要綱の廃止について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について

区分	開催日	付 議 案 件 等
		(2) 区域外就学の願い出の協議について
第10回(10月) 定例会	R6. 10. 10	1 議案 (1) 曾於市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部改正について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて (3) 区域外就学の願い出の協議について
第11回(11月) 定例会	R6. 11. 11	1 議案 (1) 令和6年度一般会計補正予算(第6号)について(教育費) (2) 曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (3) 曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (4) 指定管理者の指定について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 区域外就学の願い出の協議について
第12回(12月) 定例会	R6. 12. 9	1 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて
令和7年 第1回(1月) 定例会	R7. 1. 20	1 議案 (1) 曾於市教育振興基本計画(案)について (2) 曾於市立小学校スクールバス運行管理規則の一部改正について (3) 曾於市立中学校スクールバス運行管理規則の一部改正について 1 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて (3) 区域外就学の願い出の協議について (4) 曾於市いじめ問題調査委員会設置条例に基づく調査について
第2回(2月) 定例会	R7. 2. 10	1 議案 (1) 令和6年度一般会計補正予算(第9号)について(教育費)

区分	開催日	付 議 案 件 等
		(2) 令和7年度一般会計当初予算について（教育費） (3) 曾於市校区公民館活動補助金交付要綱の一部改正について (4) 曾於市学校施設等長寿命化計画の一部改訂について (5) 曾於市セキュリティポリシーの一部改訂について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて (3) 区域外就学の願い出の協議について
第1回 臨時定例会	R7.3.9	1 議案 (1) 令和7年度 鹿児島県教職員の定期人事異動に関する内申について
第3回(3月) 定例会	R7.3.10	1 議案 (1) 曾於市教育振興基本計画の決定について (2) 曾於市立学校管理規則の全部改正について (3) 曾於市青少年育成センターの設置に関する規則の廃止について (4) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について (5) 曾於市全国大会等参加補助金等交付要綱の一部改正について (6) 曾於市学校給食センター運営要綱の一部改正について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて (3) 区域外就学の届出について (4) 区域外就学の願い出の協議について

オ 会議運営上の主な工夫

- ① 議案、報告とは別に「その他」の項目を加え、その時々にあった課題について協議した。
- ② 定例会の会議後を使って、委員だけで自主研修を開催した。
- ③ 定例会後に講義や研修を行った。

(3) 教育委員会委員の活動の概要について（令和6年度）

ア 計画学校訪問（教育事務所合同訪問含む）

① 恒吉小学校	5月16日
② 中谷小学校	5月23日
③ 末吉小学校	7月4日
④ 財部中学校	7月10日
⑤ 大隅中学校	10月3日
⑥ 財部小学校	10月17日
⑦ 末吉中学校	11月1日
⑧ 大隅北小学校	11月28日
⑨ 岩川小学校	2月7日

イ 関係者との意見交換会

① 総合教育会議	6月25日 3月10日
② 市P連の集い	2月1日

ウ 自主研修、施設研修、事業視察等

① 自主研修会 山形県鶴岡市訪問	7月29日～7月31日
------------------	-------------

エ 各種研修への参加

① 市町村教育委員会連絡協議会総会	5月17日
② 曾於地区教育委員管外研修	10月21日～10月22日
③ 志布志市立伊崎田小学校研究公開	2月12日
④ 曾於市立末吉小学校研究公開	2月13日

オ 各種行事への参加

- ① 運動会・体育大会・入学式・卒業式等
- ② 転入新任教職員宣誓式
- ③ カヌー大会・子どもフェスタ・健康づくり駅伝大会・はたちの集い・
吉井淳二記念大賞展授賞式 等
- ④ 学校給食センター落成式

(4) 成果と課題

- ア 当面する課題等については、内容の充実した資料等によりよく説明され、判断もしやすかった。
- イ 定例会又は定例会の前後において、フリートークの時間を設け、テーマを定め、教育行政全般に係る自由闊達な議論などを通して教育委員としての資質向上を図ることができた。
- ウ 議案については、審議内容を深めることと議事進行を早くするために、事前配布を徹底するように努めた。
- エ 移動教育委員会や自主研修会を、積極的に開催する。

2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

(1) 点検・評価の流れについて

ア 点検及び評価の視点

点検・評価に当たっては、次の3つの視点により進めた。

(ア) 市民等の視点

市民やサービスの受け手、関係する企業や団体などの公的サービスに対するニーズの多様化や変化を的確に把握し、迅速に対応できているか、市民等の視点に立って仕事のあり方を見直す。

(イ) コスト削減の視点

事業費や従事する職員の人件費などの経費を含めて全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているかどうかを点検する。

(ウ) 職場活性化の視点

職員が自らの仕事のあり方について評価することで、仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善につなげるとともに、一人一人が組織目標を常に考え、柔軟で効率性を考えた取組を進める。

イ 点検・評価シートの活用による内部評価・点検の実施

施策等の成果を分析・検証するために点検・評価シート（点検・評価規則様式第1号）を作成した。

ウ 点検・評価シートを用いた外部評価の実施

主務課長が作成した点検・評価シートによる内部評価に対して客観的な意見を述べてもらった。

エ 点検・評価報告書の作成

点検・評価シートにより内部評価及び外部評価をとりまとめ、教育委員会の会議に付議し、市議会（文教厚生常任委員会を経由して）に提出するために、点検・評価報告書（点検・評価規則様式第2号）を作成した。

(2) 評価の方法について

ア 点検・評価の概要

- (ア) 点検・評価シートの事業名、事業の概要、事業コスト、実績と成果などの基本情報などの基本情報を記入
- (イ) 評価項目の各着眼点の評価理由・説明等の記入(評価点1～4の選択)
- (ウ) 総合評価及び評価を踏まえた事業の課題を記入
- (エ) 外部評価の実施
 - ① 評価項目の評価点の記入
 - ② 点検・評価に関するコメントの記入

イ 項目別評価

点検・評価シートを用いて事業の成果を測定するとともに課題を把握し、より良い事業の展開に向けた改善へとつなげていくため、以下の4つの評価項目について、8つの着眼点により評価を行った。

① 評価項目等の一覧

評価項目		項目の説明	着眼点（各4点満点）
1	適 応 性	現在の市民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価する。また、必要な場合でも、市が行う必要があるのか、他の実施主体は考えられないのか、役割分担は適切かどうかを評価する。	① 市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
			② 事業を市が行う必要性があるか。
2	有 効 性	目的を達成するために最も効果的な手法、内容、実施水準となっているか、他の方法がないかを評価します。また、この事業は施策や運営方針、その他本市で策定した各種計画・プラン・指針等の目的の実現のどの程度寄与しているかを評価する。	③ 事業の目的に照らして効果的な手法か。
			④ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
3	度 目 標 達 成	これまでの経過や他市の水準などと比較して、目標の設定水準が適切かどうか、事業の目的を達成するために最適な目標かどうかを評価します。併せて、その目標の達成状況を評価する。	⑤ 目標の水準は適切か。
			⑥ 計画通りに目標を達成できたか。
4	効 率 性 性	事業のコストがかかり過ぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価する。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価する。	⑦ コストは縮減しているか。
			⑧ 事務は効率的に行われているか。

② 着眼点の評価

着眼点評価	着眼点に即した取組
4	十分できている
3	できている
2	あまりできていない
1	できていない

ウ 総合評価

評価項目の得点を合計し、100点満点に換算して、ランクを5段階で表示するので、以下のランクを参考に、複数の評価項目に関連するコメント、課題・問題点について総合的な評価を行った。

総合評価のランク

ランク	評価点	内 容
A	86以上	優れた取組が多く、十分成果が上がっている。
B	71～85	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている。
C	56～70	一定の成果は上がっているが課題もあり、更なる取組によって上位を目指す必要がある。
D	41～55	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多く、更なる改善が必要である。
E	40以下	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要である。

(3) 点検・評価項目について

教育委員会では、「曾於市教育行政の基本理念」に基づき、令和6年度においては7の重点施策を柱として、46項目に分類し、諸施策・事業を総合的に推進している。

今年度の点検・評価にあっては、次の3つの主要事業について点検・評価を行うものとする。

＊事業項目

教育総務課実施事業

- 1 曾於市学校給食費負担軽減補助金

学校教育課実施事業

- 2 部活動地域移行

生涯学習課実施事業

- 3 吉井淳二記念大賞展

様式第 2 号（第11条関係、第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	曾於市学校給食費負担軽減補助金
-----	-----------------

事業年度	R 6 年度	事業番号	561523	事業名	曾於市学校給食費負担軽減補助金
------	--------	------	--------	-----	-----------------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	4	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		4	事業を市が行う必要があるか。
	有 効 性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
A (97)点	目 標 達成度	4	目標の水準は適切か。
		4	計画どおりに目的を達成できたか。
	経 済 性 効率性	3	コストは縮減しているか。
		4	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的、内容等)	【目的】 学校給食費の全額を補助することで、子育て世代の経済的負担を軽減することを目的としている。 【事業内容】 曾於市内の小中学校に通う児童生徒及び曾於市に住所を有し、市外の小中学校に通う児童生徒を対象に、小学校児童月額 4,900 円×11 月、中学校生徒月額 5,700 円×11 月分を補助する。
事業の実績 及び成果	給食費を全額補助することで、子育て世代の経済的負担を軽減することで子育て支援を拡充し、子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与している。
事業の課題等 取組の方向性	現在は曾於市ふるさと基金を財源としているが、ふるさと納税が低調になった場合、財源が不足する可能性がある。恒久的な財源を確保することが必要である。

※ 外部評価委員会委員による評価、意見

昨年度まで給食費の3分の2を補助だったところ、今年度から全額補助とすることで保護者にとってとても有り難いことだと思う。国による一律の支援が検討される中、それに先駆けて無償化を実施している点は素晴らしいと思う。

教育長から武蔵野市のオーガニック給食を視察した際の話があったが、家庭の負担軽減にとどまらず、すべての子供たちに安心安全な給食を提供するという市の思いが伝わってきた。実際に、食材には地場産のものが使用されているが、もっと地元産食材を積極的に利用してほしい。

ただ、懸念されるのが給食の質。給食が減塩になっていて薄味なので味が悪くなるのではということがあったが、成長期の子供に対する減塩は良くないという報告もある。疲れやすい、熱中症になりやすいのも減塩からくるものもある。食塩（精製塩）を取り過ぎるのは良くないと思うが、ミネラルの多く含まれる岩塩は取り過ぎるということはないようだ。塩は体にとってもとても必要なミネラルなので、ぜひ考慮してほしい。

「そお good 給食」というネーミングもユーモラスで親しみやすく、新築された給食センターは最新設備を備え、動線を一方通行にするなど徹底した衛生管理が行われている。アレルギー対応食など安心安全な給食の提供が出来る施設ができたことを喜ばれている保護者の声を聞いた。

今後、給食費の無償化が国レベルで実現することを期待する。今後、ふるさと納税の低調に伴い、財源の減少が懸念されるため、その財源がそこからくるものなのかをもっと発信していくなど、多方面での呼びかけも必要になってくるのではないかと思う。

※ 教育委員会委員による評価

県内でも早い段階で、給食費全額補助が実現できたことは高く評価できる。子育て世代にとってありがたいこと。食材や光熱費が高くなっても確実に予算を確保し、今後も給食の質を下げることなく、安心安全な給食の提供を望む。

今後、国の施策として給食無償化がされることが望まれる。また、財源がふるさと納税であることを市民に周知し、財源の確保をすること、保護者にも給食センターの見学や給食試食の機会を作り、食育につなげてほしい。

様式第2号（第11条関係、第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	部活動地域移行
-----	---------

事業年度	R 6 年度	事業番号	561685	事業名	部活動地域移行
------	--------	------	--------	-----	---------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	3	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		3	事業を市が行う必要があるか。
	有 効 性	3	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		3	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
B (72)点	目 標 達成度	2	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
	経 済 性 効率性	3	コストは縮減しているか。
		3	事務は効率的に行われているか。

事 業 の 概 要 (目的、内容等)	【目的】 少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保し、地域人材を活用し技術的な指導の充実を図りながら、教員の長時間勤務における負担軽減を図る。
	【事業内容】 (1)部活動地域移行推進協議会（154,000 円） 曾於市における実態を把握、共有し、学校部活動を学校単位での活動から、地域との連携・地域での活動へと移行する取組を協議する会である。 令和6年度は末吉中学校のモデルケースを中心に事例検証を行い、課題や地域への移行例を分析し、令和7年度の取組につなげる。 (2)部活動指導員の委嘱（2,001,000 円） 部活動指導員は曾於市教育委員会が委嘱し、中学校長の監督を受け、スポーツ等に関する技術指導や大会、練習試合といった学校外での活動の引率を行うことができる。令和6年度はモデルケースとして末吉中学校で5つの部活動（柔道、剣道、弓道、卓球、ソフトテニス）で休日の部活動指導を行っており、顧問職員等の業務改善につながっている。 (3)指導者講習会（38,000 円） 部活動指導員や地域指導者、部活動顧問に対し、必要な知識、技能に基づき、子どもたちにスポーツや運動の楽しさ、安心で安全な活動を提供する指導者として、その資質向上を図っている。

事業の実績及び成果	令和6年度は末吉中学校の2つの部活動(柔道部と剣道部)を地域へ移行する予定である。このケースを検証し、令和8年度までに末吉中学校の部活動をすべて地域へ移行できるよう事業を進めていきたい。
事業の課題等 取組の方向性	指導者の確保や地域スポーツ団体の児童生徒の受け入れ体制など整える必要がある。 しかし、曾於市においては、指導者としての人材が不足している状況である。今後は部活動の地域への移行を広く周知し、地域や保護者の理解を促進することで協力してくれる地域人材の確保や地域スポーツ団体を受け皿とした体制づくりに努めたい。

※ 外部評価委員会委員による評価、意見

今の中学校にはとても厳しい課題があると感じた。課題が指導者の確保や育成であることは明確であり、難しい現状であると思われる。人材確保のためにも、移行を広く周知することが急がれる。

先生の部活動顧問の在り方(例: 残業代が出ていない、など)が問題なのであれば、そこを何とか市で検討することはできないだろうか?

練習場所の確保も課題としてある。今まで部活動で使っていた場所を移行後も使えるなら良いが、別の場所になると、生徒が集まりにくくなってしまう。生徒数の減少により各校での部活動の維持は難しいので、クラブチームへの移行もやむを得ない状況だと思う。しかし、今までは中学校に入ったら何の部活動に入ろうか、と子供たちが選ぶ事が出来たが、クラブチームになると、選ぶ種類が少なくなるような気がする。何か良い案はないだろうか?

他の自治体でも、複数の学校による合同チームが編成されるケースが見られる。競技力を競うのではなく、いっそのことレクリエーション大会として実施してはどうか、という案も出ているようだ。一方で、合同チームになることで、子供たちが十分に活動の機会を得られなくなるのではないかという懸念も示されている。現在は過渡期にあり、体制が整うまでは試行錯誤が続くものと思われる。

※ 教育委員会委員による評価

中学校の部活動の地域移行は、少子化の時代にとって仕方のないことかもしれない。

しかし、教育課程外の活動とはいえ、部活動で得るものも多い。部活動を今後も続けていくための地域移行だと思うが、送迎や月謝など、保護者の負担が大きくなりすぎないよう望む。

地域の人材も限られており、指導者も仕事を持ちながら指導をしているのが現状である。教職員も希望をとりながら、人材バンクとして登録し、指導者として配置できるような仕組みがあれば良い。モデル校での実施結果をもとに、最終的にどういう形にするか、ビジョンの明確化が必要と考える。

様式第2号（第11条関係、第12条関係）

点検・評価報告書

項 目	吉井淳二記念大賞展
-----	-----------

事業年度	R 6 年度	事業番号	42200	事業名	吉井淳二記念大賞展
------	--------	------	-------	-----	-----------

判 定			
総 合 ラ ン ク	評 価 項 目		
	適 応 性	4	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
		3	事業を市が行う必要があるか。
	有 効 性	4	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		3	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
B (75)点	目 標 達成度	3	目標の水準は適切か。
		3	計画どおりに目的を達成できたか。
	経 済 性	2	コストは縮減しているか。
	効 率 性	2	事務は効率的に行われているか。

事 業 の 概 要 (目的、内容等)	【目的】 文化勲章受章者・日本芸術院会員であった故吉井淳二画伯の郷里である曾於市が、全国公募により洋画作品を、また曾於市内の保育園児等や小学校児童、中学校生徒から水彩画等を募り展覧会を開くことによって、絵のまち曾於市並びに県内外の芸術文化の振興に資し、併せて新進作家の台頭を促す。
	【事業内容】 令和6年度42回を迎える展覧会。 絹谷幸二氏・遠藤彰子氏を審査員として迎え開催する。 (応募資格) ①一般・高校生・招待作家・小作品の部 全国公募（中学生は小作品のみ） ②ハートフルの部 鹿児島県・宮崎県在住または出身の障害のある方（中学生以上） ③ジュニアの部 曾於市内の幼児・小学生・中学生 (事業日程) R6.5月 実行委員会にて開催要項・事業計画・予算案決定 R6.7月 広報活動開始 R6.12月末 ③の部作品搬入 R7.1.18～1.19 ①②作品搬入 R7.1.23～1.24 作品審査 R7.2.15 表彰式 R7.2.15～3.2 大賞展会期（2.23アートイベント開催予定）

事業の実績 及び成果	全国各地より応募・市内児童・生徒等の作品展示があり、来場者数も他の絵画展よりも多い。展覧会やワークショップ等の実施により、様々な年代の方に作品を通して芸術文化に触れる機会となっている。 前回より応募を始めたハートフル部門（R5 年度 16 作品）の資格範囲を広げていく。
事業の課題等 取組の方向性	展覧会の名称を現在のまま継続するのか（曾於市美術展等）、何回を目処に継続していくのか（半永久的に行うのか、第50回で終了）という2点が検討課題としてある。

※ 外部評価委員会委員による評価、意見

長い歴史がある、全国でもこれだけの数、これだけの年齢層の作品が集まることはあまりない。ぜひ続けてほしい。 全国公募になったことにより、応募の増加、芸実振興につながってきていると考える。地域に根差した文化の活性化は、その地域のアイデンティティの醸成や人々の繋がりを深めることにつながると思う。美術に親しむ人が増え、裾野が広がるほど、才能ある人材も育っていくことと思う。 市政 20 周年の特別企画として、今年度は「弥五郎どんの部」が設けられたが、市内の名所なども紹介のためにも題材としてみてはどうか。曾於高校の清水君のような、優秀な人材の発掘がされることは、とても良い成果だと思う。吉井先生を紹介するコーナーを設けると良い。
--

※ 教育委員会委員による評価

運営については、工夫やアイデアを生かして事業存続への努力を続けていることに感謝したい。長く続いている素晴らしい美術展であり、アート体験や審査員によるアドバイス、ミニコンサート、マルシェなど、様々な取り組みで来場者数増加を目指しているのは評価できる。 今後も工夫しつつ、関わる職員の負担が軽減できるような運営方法は考えられないだろうか。幼児から高校生、大人まで含め曾於市の文化的事業として残してほしい。
--

資料 1 点検・評価に係る経過

令和 6 年

11月25日 第1回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員長・副委員長互選
- (3) 令和6年度外部評価選定事業について
 - ア 教育総務課：曾於市学校給食費負担軽減補助金
 - イ 生涯学習課：吉井淳二記念大賞展
- (4) 今後のスケジュール及び次回会について

令和 7 年

1月20日 第2回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 令和6年度外部評価選定事業について
 - ア 学校教育課：部活動地域移行

3月7日 第3回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 3事業について協議

6月9日 令和7年第6回（6月）定例教育委員会

- (1) 議案「教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について」

6月下旬 公表

資料 2

曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施に関する規則

平成21年 6 月 1 日
教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づく曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、その実施に関し基本的事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第 2 条 点検及び評価の対象は、曾於市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策及び施策を構成する事業（以下「施策等」という。）であって、教育長が定めるものとする。

(点検及び評価の時点)

第 3 条 点検及び評価は、当該年度の施策等の進捗状況を総括するとともに、課題又は今後の取組みの方向性を示すものとして当該年度終了後速やかに実施するものとする。

(点検及び評価の主体)

第 4 条 点検及び評価の対象となる施策等を担当する主務課長（以下単に「主務課長」という。）は、当該施策等を企画立案し、及び遂行する立場から、評価対象の施策等について自ら点検及び評価を行うものとする。

(点検及び評価の視点)

第 5 条 点検及び評価は、次の視点を基本として行う。

- (1) 市民等の視点 市民やサービスの受け手のニーズを的確に把握し、迅速に対応しているか。
- (2) コスト削減の視点 全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているか。
- (3) 職場活性化の視点 仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善が図られているか。

(点検及び評価の手法)

第 6 条 点検及び評価に当たっては、できる限り具体的な指標を用いるものとする。

(点検・評価シート)

第 7 条 点検及び評価は、点検・評価シート（様式第 1 号）により行うものとする。

(実施手続)

第8条 主務課長は、点検・評価シートをとりまとめ、教育総務課長に提出するものとする。

(実施方針)

第9条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (5) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

(意見の聴取)

第10条 教育委員会は、点検及び評価について客観性及び公平性を確保するため、学識経験者等第三者による組織（以下「第三者機関」という。）を設置し、第8条の規定により提出された点検・評価シートに対し意見を聴取するものとする。この場合において、第三者機関は、必要に応じ主務課に対しヒアリングを実施することができる。

(教育委員会への付議等)

第11条 教育長は、提出された点検・評価シート及び第三者機関の意見を基に点検・評価報告書（様式第2号）の案を作成し、教育委員会の会議（以下「会議」という。）に付議するものとする。

2 教育委員は、前項の点検・評価報告書に基づき、会議において最終的な点検及び評価を行うものとする。

(市議会への提出及び公表)

第12条 教育長は、会議で議決された点検・評価報告書を、毎年6月に市議会へ提出するものとする。

2 前項の提出の後に、市のホームページ及び広報誌に掲載するなど市民が容易に情報を入手できる方法で公表するものとする。

(点検及び評価結果の反映)

第13条 主務課長は、点検及び評価の結果を踏まえて、基本計画の推進、予算要求等を行うものとする。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、曾於市教育振興基本計画が策定されるまでの間は、同条中「曾於市教育振興基本計画」とあるのは「曾於市教育行政要覧」と読み替えるものとする。